

## 告 示

### 埼玉県告示第三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人たすけあい翁

（変更後） 特定非営利活動法人たすけあい・よしかわ

三 代表者の氏名

篠原 悦子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県吉川市吉川六百四十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者・市民に対し、福祉支援事業を行い、市民共助による福祉の向上に寄与することを目的とする。